

2022年3月16日

岡山県教育委員会教育長 鍵本 芳明様

グリーンコープ生協おかやま
理事長 飯村美智子
平和・環境委員長 平田みのり

香害の周知・啓発を求める要望書

日頃より岡山市における教育に多大なるご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

私たちの周りには多くの化学物質があふれ、化学物質過敏症を発症する人が増え続けています。その中で、柔軟仕上げ剤や合成洗剤、ヘアケア剤、消臭除菌剤などに含まれる香料により、頭痛や吐き気などの体調不良や思考力の低下など、健康被害の訴えが国民生活センターなどに多く寄せられ、「香害」と呼ばれています。

2020年に「香害をなくす連絡会」が実施したアンケート調査では、9,332名のうち約8割が香り付き製品による健康被害を訴えています。また、香りを長続きさせるために使われているマイクロカプセルの素材自体の有害性も指摘されており、空気中に飛散したその物質を吸い込むことによる健康被害も懸念されています。

米国疾病予防管理センター（CDC）では、2009年に施設内での香り付き製品の使用を禁止し、1万5000人の職員に香料自粛（フレグランスフリー）を推奨しています。岡山県でも、化学物質過敏症の方への配慮を求めるポスター「困っている人がいます」が作成され、ホームページに掲載されています。2021年には消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連名での啓発ポスター「その香り 困っている人がいるかも？」が作成され、全国の消費生活センターや消費者行政担当課、教育委員会へ配布されています。

日常生活における香料による健康被害は、例え本人が使用しなくても、他人が使用した製品によっても起こるため、社会的な対応が必要な問題です。化学物質に影響を受けやすい子どもたちが多くの時間を過ごす幼保園・学校においては尚更です。学校給食で使用するエプロンについては、他者と共有することもあり、着用時はもちろん、洗濯のために持ち帰った家庭にまで影響を及ぼします。

化学物質過敏症は、ある日突然「気分が悪くなる」「呼吸困難に陥る」「意識を失う」などの事例が少なくなく、予防原則に基づいた対応が急務です。子どもたちはもちろん、誰もが安心して日常生活を送り続けることができるように、以下の事項を要望いたします。

- 一、岡山県や省庁が作成したポスターを学校内に掲示・保護者に配付するなど、教育関係者・保護者・児童生徒に「香害」について周知・啓発してください。
- 二、香りに配慮し、柔軟仕上げ剤などの使用を控えるよう、教育関係者・保護者・児童生徒に促してください。

以上